

## 部長会議付議事案書（報告）

(令和7年11月6日)

提案課名 観光振興課 公共建築課  
報告者名 佐藤 剛 杉田 久

事案名	本市を原告とする損害賠償請求事件の対応について	資料 無
提案趣旨	<p>本市は、名水はだの富士見の湯の熱供給施設において発生した漏水被害等の不具合による改修工事等のため、多額の費用を負担しました。</p> <p>本件不具合に関して、熱供給施設の配管工事に不備があったとし、施工事業者3者及び工事監理者1者（以下「被告ら」という。）に対し、損害賠償金及び遅延損害金を求める訴えを提起しました。</p> <p>令和7年10月23日に第一審判決が下されましたが、その内容は本市の請求を棄却するものであり、承服できないため、控訴するものです。</p>	
概要	<p>1 事件名 東京地方裁判所令和4年（ワ）第14748号損害賠償請求事件</p> <p>2 被控訴人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 神奈川山菱・相原共同企業体 代表者代表取締役 新倉 弘子</li> <li>(2) 神奈川山菱設備株式会社 代表者代表取締役 新倉 弘子</li> <li>(3) 株式会社相原管工 代表者代表取締役 相原 宏</li> <li>(4) タツミ建設設計事務所こと青木 建</li> </ul> <p>3 第一審判決の主文</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原告の請求をいずれも棄却する。</li> <li>(2) 訴訟費用は、原告の負担とする。</li> </ul> <p>4 控訴に係る検討結果</p> <p>裁判所は、配管工事の不備により本件不具合が発生したという本市の主張に対し、疑問を差し挟む余地があると言わざるを得ないとし、配管工事の不備と本件不具合との間に相当因果関係がないと判断しました。また、配管の仕様変更に関する違法行為についても、被告らに注意義務はないとされました。この結果、第一審判決では本市の請求が棄却され、訴訟費用を本市が負担することになりました。</p> <p>本市としては、判決内容が事実や証拠に基づくものではないと考え、控訴するものです。</p> <p>5 控訴の提起の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原判決を取り消す。</li> <li>(2) 被控訴人らは、控訴人に対し、連帶して、金8,414万2,854円及びこれに対する平成29年9月15日から支払い済みまで年5%の割合による金員を支払え。</li> <li>(3) 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人らの負担とする。 との判決及び第2項について仮執行宣言を求める。</li> </ul>	

経過	<p>令和4年 6月15日 訴訟を提起      ノ 10月17日 第1回口頭弁論</p> <p>令和7年 7月17日 第3回口頭弁論にて弁論終結      ノ 10月23日 第一审判決      ノ 10月27日 第一审判決について議員に情報提供      ノ 11月 4日 臨時政策会議において、控訴を行うことを政策決定</p>
今後の進め方	<p>令和7年11月6日 控訴状の提出      11月7日～ 会派懇談会にて議員へ報告      12月下旬 控訴理由書提出（控訴状提出から50日以内）</p> <p>令和8年 2月下旬 第1回口頭弁論期日（控訴理由書提出から約2か月を予定）      4月下旬 控訴審判決（第一回口頭弁論期日から約2か月を予定）</p>